

9 経済産業・エネルギー

経済産業部会の取り組み

経済産業部会では、新型コロナの感染拡大の影響を受けている中小企業対策や、議員立法4法案の検討を進めてきた。208回通常国会に4法案を提出し、いずれも継続審議となった。また、政府が208回通常国会に提出した「貿易保険法の一部を改正する法律案」「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」の3法案を審議し、いずれも賛成した。特に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」については、衆・参両院の経済産業委員会で「更なるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等に必要な技術開発や支援措置等に早急に取り組むこと」「我が国のエネルギー安全保障の確保、我が国産業や国民経済に必要な資源・エネルギーの安定供給及び価格抑制に全力で取り組むこと」等の附帯決議を付した。3法案は可決・成立した。

事業復活支援金・給付額増法案を提出

政府の新型コロナ対策である事業復活支援金には、①オミクロン株拡大を想定していない時点で予算化されたものである、②2022年3月までの1回限りで、今後予想される経済への打撃に対する支援としては不十分である、という問題があった。

立憲民主党はこうした問題を踏まえて、208回通常国会で「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案」(事業復活支援金・給付額増法案)を衆議院に提出した。本法案は、事業復活支援金の給

付上限額を倍増し、同様の事業を2022年度も複数回実施できる環境を法律で示すことにより、中小事業者にとって今後も十分な支援が予見できる環境を整え、新型コロナの収束が見通せない中においても安心して事業を営めるようにするものである。

コロナ債務減免法案を提出

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、多くの事業者がコロナ特別融資を受け、経営を継続してきた。しかし、今後返済時期を迎えた際には全国で倒産、廃業、解雇の激増など深刻な影響が生じ、融資を受けていない事業者も含め、経済全体の打撃となることが予想される。こうした現状を踏まえ、財務金融部会、経済産業部会に加え、経済産業部会の下に中小事業者債務問題検討ワーキングチームを設置して、法案の検討を続けてきた。その結果、立憲民主党は208回通常国会で「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案」(コロナ債務減免法案)を衆議院に提出した。本法案は、旧金融円滑化法を参考として、金融機関に中心的役割を担ってもらう形で債務減免等を促し、債務の弁済負担の軽減を図り、①債務減免等の弁済負担の軽減で事業継続を支援する、②帰責性がないことを理由に経営責任を求めない、③債務減免等による損失を公的に補てんする、というものである。

社会保険料・事業者負担軽減法案を提出

新型コロナの影響や物価高で中小企業の経営環境は厳しい状況にあり、赤字法人であっても負担しなければならない社会保険料が雇い入れの阻害要因となっている。こうした現状を踏まえ、経済産業



2022.1.31 事業復活支援金・給付金倍増法案を衆議院に提出

部会と厚生労働部会で検討を行い、208回通常国会で「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」(社会保険料・事業者負担軽減法案)を衆議院に提出した。本法案は、新たに正規労働者を雇用し、その数を増加させた事業者に対して正規労働者雇入臨時助成金を支給することにより、社会保険料負担を軽減し、労働者の正規労働者としての就業の機会の拡大を図るものである。

自動車産業脱炭素化推進法案を提出

2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題となっていることに鑑み、経済産業部会、自動車産業の未来を考える会(議員連盟)で法案の検討を続け、208回通常国会で「自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案」(自動車産業脱炭素化推進法案)を衆議院に提出した。本法案は、自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定めるとともに、国の責務を明らかにし、脱炭素化を総合的かつ一体的に推進するものである。

フリーランス支援のための政策を提案

立憲民主党では、フリーランス支援プロジェクトチームを設置し、文化・芸術・芸能等の分野の従事者をはじめ、多くのフリーランスが安心して働ける環境を整備するため、現場で働く人々、有識者、関係団体、労働組合等との意見交換を通して実態を把握し、新たな政策を提起するとともに、政府への申し入れ等も積極的に行ってきた。

エネルギー転換戦略の深掘り

環境エネルギー調査会では、立憲民主党が掲げる「自然エネルギー立国」の実現に向け、2030年

に再エネ電気50%、省エネ30%(2013年比)、2050年に再エネ電気100%、省エネ60%(2013年比)を目指す「エネルギー転換戦略」を2021年4月に取りまとめた。その柱となっている、ソーラーシェアリング普及に向けた課題、化石燃料依存社会から脱炭素社会への公正な移行のあり方等について議論を進めた。その結果、公営住宅の断熱化や公費による低所得世帯の省エネ家電製品買い替え促進を行う福祉的エネルギー転換施策の創設、農業のエネルギー兼業化の推進、新築住宅・建物への太陽光発電(又は太陽熱利用)の設置原則義務化、エネルギー転換に伴う雇用の公正な移行等を内容とする「環境エネルギー重点政策」を2022年4月に取りまとめた。また議員立法「分散型エネルギー利用の促進に関する法律案」(分散型エネルギー利用促進法案)、「国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案」(公共施設省エネ・再エネ義務化法案)を6月2日、衆議院に提出し、継続審議となっている。

未来世代委員会設置に向けて

ウェールズでは、現役世代の決定によって将来世代の利益や権利を破壊することを食い止めようとするため、将来世代委員会が公共政策の30年先の影響を調査し、提言する仕組みとなっている。気候変動や環境破壊の影響を受ける将来世代への影響を調査し提言を行う機関のあり方について環境エネルギー調査会で議論を行った。そして、当該機関を国会に設置するための「環境エネルギー未来世代委員会設置法案」の骨子を取りまとめた。今後、法案提出に向けてさらに議論を進めていく。